



悪質商法にご用心！

マルチ商法、ネズミ講、キャッチセールス、開運商法・・・さまざまな悪質商法が、あなたの周りにひそんでいます。被害に遭わないためにも、必要な知識を身に付け、悪質商法から自分と家族を守りましょう。

❗ 悪質商法で、もしも契約してしまったら・・・

まずは クーリング・オフ

訪問販売などで契約してしまった場合、一定要件のもとであれば、契約を一方的に解約できる制度です。期間は、契約書面を受け取ってから8日間です。
解約する旨を必ず書面に書き、販売会社と信販会社（クレジット契約した場合）へ、簡易書留郵便または内容証明郵便で送付してください。

＊販売購入形態によって異なる場合あり

❗ クーリング・オフ期間を過ぎても

このような契約は取り消すことができます

① 販売時の説明がウソだった！（不実告知）

【重要な項目について事実と違うことを言うこと】

「事故車ではない」と説明され中古車を購入したが、実際は事故車であったことがわかった。

② 絶対にもうかるって聞いたのに！（断定的判断）

【将来の変動が不確実なことを断定的に言うこと】

営業マンに電話で「絶対もうかる」と言われて金融商品を契約したが、元本割れして大損した。

③ 都合の悪いことは教えてくれなかった

（不利益事実の不告知）【利益になることだけを言って重要な項目について不利益になることを故意に言わないこと】

南側への高層ビル建設を知っていた業者から「眺望・日当たり良し」と言われ、マンションを買ってしまった。

④ 契約しないと帰らせてもらえない！（不退去・監禁）

【帰ってほしいと言ったのに帰らない（不退去）】

【帰りたと言ったのに帰してくれない（監禁）】

絵の展覧会で長時間勧められ「帰りた」と言ったのに帰らせてもらえず、しかたなく契約した。

❗ **取り消しができるのは**、上記のような行為があった時、または誤認に気が付いた時から**6カ月以内**です。ただし、契約日から5年経過してしまうと、取り消しができません。

困ったときは
なるべく早く相談を

クーリング・オフの書き方例 (はがき)

契約の解除通知
契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社名 ×××××
右契約を解除しますので通知します。
なお、支払済みの〇〇〇〇〇円を返却し、
商品を貴社の費用で引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
住所 △△△△△ 氏名 □□□□□

はがきはコピー
しておきましょう



もうすぐ梅雨の時期

食中毒には要注意

これからの季節は、ジメジメと蒸し暑く、食中毒の原因の菌も発生しやすい時期。家庭での食事はもちろん、作ってから食べるまでの時間がある「お弁当」は特に注意が必要です。

次のようなことを心掛け、安全でおいしい食事を楽しみましょう。

おかずの汁気に注意

水分が多いおかずは腐りやすいので、なるべく調理の過程で水分を飛ばしましょう。

おにぎりはラップにくるんで握る

手には意外と細菌が付着しています。食べるまでの時間を考えると、直接手で握らず、ラップで握る方が安心です。

おかずは完全に火を通す

ウィンナーや卵焼きは中心まで十分に加熱しましょう

おかずは完全に冷ましてから

熱いうちにおかずを詰め、ふたを閉めると弁当箱の中が、細菌の繁殖に最も適した温度となってしまいます。

生野菜を仕切りに使わない

時間がたつと野菜の水分が出て傷む原因になります。仕切りにアルミカップなどを使いましょう。

保管場所は涼しい所で

風通しのよい涼しい所や冷房のきいた所に置きましょう。暑い時期や長時間置く場合は、保冷剤やクーラーボックスを使いましょう。

いつも心掛けよう！食中毒予防の三原則

菌をつけない

手洗いの徹底
食器や器具は清潔に

菌を増やさない

調理後は早く食べる
保存の際は冷蔵庫・冷凍庫を活用

菌をやっつける

食品は中心まで十分に加熱
まな板、ふきんなどの消毒